

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月25日 08時10分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島北東岸沖（津久茂瀬戸） 安芸中田港小方北防波堤灯台から真方位345° 900m付近 （概位 北緯34° 14.7′ 東経132° 26.0′）
事故の概要	引船宝栄丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年1月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 宝栄丸 5トン未満（長さ9.50m）
船舶番号、船舶所有者等	270-45298広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、かき筏をえい航中、機関警報が表示され、船長が、機関室を確認したところ、機関室に浸水を認め、浸水経路が分からなかったため、かき筏を僚船の引船に引き継ぎ、定係港に向け航行中、左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、本船が左舷側に傾いた際、操舵室の右舷側から脱出し、救命胴衣を着用していなかったものの、付近を航行中のゴムボートに救助された。</p> <p>船長は、本事故時、本船から冷却海水が船外に排水されるのを確認していなかった。</p> <p>本船は、転覆後に沈没したが、のちに引き揚げられ、主機の冷却用海水が機関室内のパイプの継ぎ手から機関室に漏れていたことが引揚げ業者の調査で判明した。</p> <p>本船は、船長が平成26年に取得し、平成27年10月に定期検査を受けた後、中間検査は受けていなかった。</p>
分析	本船は、船外に冷却海水が排水されるのを確認されずにかき筏をえい航中、船長が、機関室に浸水を認めた際、浸水経路が分からないまま航行を続けたことから、主機の冷却用海水がパイプの継ぎ手から機関室に漏れて滞留し、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船外に冷却海水が排水されるのを確認されずにかき筏をえい航中、船長が、機関室に浸水を認めた際、浸水経路が分からないまま航行を続けたため、主機の冷却用海水がパイプの継ぎ手

	から機関室に漏れて滞留し、左舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、出港前点検において、冷却用海水が船外に排水されていることを確認すること。・ 船長は、機関室に浸水を認めた場合、速やかに原因調査及び浸水防止に当たるとともに、船外脱出に備えて救命胴衣を着用すること。・ 船長は、法定点検を確実に受検すること。